

外国送金申込書 兼 告知書
(APPLICATION FOR REMITTANCE WITH DECLARATION)

株式会社 香川銀行 御中
TO:The Kagawa Bank,Ltd.

太線枠内を活字体の英数字でご記入下さい。(PLEASE FILL IN THE THICK - LINED SPACES IN BLOCK LETTER)

欄には該当事項に×印を付して下さい。(PLEASE MARK WITH "×" IN NECESSARY COLUMNS.)

送金取組日	(YYYY/MM/DD)
-------	--------------

お申込日	(YYYY/MM/DD)	代り金 決済方法	<input type="checkbox"/> 円貨払 (SPOT) <input type="checkbox"/> 外貨払 <input type="checkbox"/> 円貨払 (為替予約) 予約番号()	支払銀行等手数料 (CHARGES EXCEPT FOR OURS) <input type="checkbox"/> 受取人負担 (FOR A/C OF BENEFICIARY) <input type="checkbox"/> 依頼人負担 (FOR A/C OF APPLICANT) (いずれかご指示がない場合は、受取人負担とさせていただきます。)
ご送金種類	電信送金 (TELEGRAPHIC TRANSFER) 口座振込 (CREDIT AND ADVISE)	決済口座 (確認済本人口座)	<input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 外貨普通 口座番号	海外の銀行によっては、上記とは別に独自の基準でお受取人より手数料を徴収したり、後日ご依頼人に手数料が請求されることもあります。
送金金額	通貨 (CURRENCY) 金額 (AMOUNT)	送金目的 (具体的に記入下さい) 貿易相手国が中国の場合、商品名の英語表記もご記入下さい。		

「外国為替及び外国貿易法」に基づく許可等 許可等番号 日付	貨物の輸入もしくは仲介貿易取引に関する支払の場合は以下にご記入ください。 原産国 船積地域 仕向地域 (都市名・国名)
-------------------------------------	---

ご依頼人英文名 (APPLICANT'S NAME)

ご依頼人英文住所 (APPLICANT'S ADDRESS)	国名 (COUNTRY)
--------------------------------	--------------

お受取人英文名 (BENEFICIARY'S NAME)	口座番号 / IBAN (A/C NO.)
------------------------------	-----------------------

お受取人英文住所 (BENEFICIARY'S ADDRESS)	国名 (COUNTRY) TELEPHONE No.
----------------------------------	-------------------------------

お受取人取引銀行 英文銀行名 (BANK NAME)	英文支店名 (BRANCH NAME)
----------------------------	---------------------

英文住所 (ADDRESS) 注: 米、カナダ、オーストラリア向けの場合は州名もご記入下さい	国名 (COUNTRY) 銀行コード (SWIFT, ABA等)
--	-------------------------------------

<input type="checkbox"/> 下記内容を確認・同意の上、依頼します。(<input type="checkbox"/> 欄に×印をお願いします。) ・貴行所定の「外国送金取扱規定」に従い、上記の通り外国送金を申込みます。 ・「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」第3条の規定により、上記の通り告知します。 ・「外国為替及び外国貿易法」の北朝鮮、イラン、ロシア、ベラルーシ等関連規制に該当しません。 ・最終的な送金受取人は外為法で指定される制裁対象者 (ロシア・ベラルーシの特定の制裁対象者が株式総数/出資総額の50%以上を直接所有する団体を含む)、制裁対象者が実質的に支配する法人等に該当しません。 ・「米国OFAC規制」等の外国の経済制裁の対象に該当しません。	連絡事項16字以内 (MESSAGE, WITHIN 16 LETTERS)
---	--

ご依頼人住所、氏名、署名または捺印 (APPLICANT'S NAME AND ADDRESS)	外為センター記入欄
--	-----------

ご担当者名 (法人等のお客様)	外為約定振替依頼書に基づき、送金代り金・手数料を口座振替される場合は、振替口座のお届け印を押捺して下さい。
-----------------	---

ご依頼人特定番号(店番) - CIF番号 () -	確認印
----------------------------	-----

取引時確認(外為法、犯収法)	本人確認(資料情報制度)	支払等報告書	国外送金等調書
<input type="checkbox"/> 確認済本人口座 <input type="checkbox"/> 取引時確認記録作成 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 確認済本人口座 <input type="checkbox"/> 告知書	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要 貿易外30万円超 海外送金1万円超	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
テロリスト・資産凍結等経済制裁対象者照合結果 (結果は印刷してレシートを添付し、申込書に添付のこと)	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 照合省略	職業 業種	

Web外国送金申込書 (R7.4) 保管方法: 営業店保管(10年)	外為約定振替依頼書 <input type="checkbox"/> 適用先(依頼書有) <input type="checkbox"/> 非適用先(依頼書無)
------------------------------------	---

災害・事変・戦争・関係銀行休日等の場合、到着が遅延することもありますのであらかじめご了承下さい。
外国送金は外国の事情・習慣その他の事由から送金の取扱・銀行の責任等について国内送金と異なる点がありますので外国送金取引規定にご留意下さい。

ご依頼人氏名・住所・口座番号・送金目的の記載がない場合はお取扱い致しかねます。

照合印は、外為約定振替依頼書お届出印と照合の場合必要

外国送金取引規定

1. (適用範囲)

外国送金申込書による次の各号に定める外国送金取引については、この規定により取扱います。

- ① 外国向送金取引
- ② 国内にある当行の本支店または他の金融機関にある受取人の預金口座への外貨建送金取引
- ③ 外国為替法上の(非)居住者と非居住者との間における国内にある当行の本支店または他の金融機関にある受取人の預金口座への円貨建送金取引
- ④ その他前各号に準ずる取引

2. (定義)

この規定における用語の定義は、次のとおりとします。

- ① 外国向送金取引
送金依頼人の委託にもとづき、当行が行う次のことをいう。
 - a. 送金依頼人の指定する外国にある他の金融機関にある受取人の預金口座に一定額を入金することを委託するための支払指図を、関係銀行に対して発信すること
 - b. 外国にある受取人に対して一定額の支払いを行うことを委託するための支払指図を、関係銀行に対して発信すること
 - c. 外国にある他の金融機関を支払人として、送金依頼人が指定する者を受取人とする送金小切手を送金依頼人に対して交付すること
- ② 支払指図
送金依頼人の委託にもとづき、当行が、一定額を受取人の処分可能にすることを委託するために関係銀行に対して発信する指示をいう。
- ③ 支払銀行
受取人の預金口座への送金資金の入金または受取人に対する送金資金の支払いを行う金融機関をいう。
- ④ 関係銀行
支払銀行および送金のために以下のことを行う当行の本支店または他の金融機関をいう。
 - a. 支払指図の仲介
 - b. 銀行間における送金資金の決済

3. (送金の依頼)

(1) 送金の依頼は、次により取扱います。

- ① 送金の依頼は、窓口営業時間内に受け付けます。
 - ② 送金の依頼にあたっては、当行所定の外国送金申込書を使用し、送金の種類、支払方法、支払銀行名・支店名、受取人名、受取人口座番号または受取人の住所・電話番号、送金金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号、関係銀行手数料の負担者区分など当行所定の事項を正確に記入し、署名または記名押印のうえ、提出してください。
 - ③ 当行は前号により外国送金申込書に記載された事項を依頼内容とします。
- (2) 送金の依頼を受け付けるにあたっては、外国為替関連法規上所定の確認が必要ですので、次の手続きをしてください。
- ① 外国送金申込書に、送金目的その他所定の事項を記入してください。
 - ② 所定の公的書類により本人確認済みの送金依頼人の預金口座から送金資金を振替える場合等を除き、当行所定の告知書に必要とされる事項を記入し提出してください。
 - ③ 所定の公的書類により本人確認済みの送金依頼人の預金口座から送金資金を振替える場合等を除き、住民票の写し等所定の本人確認書類を提示してください。
 - ④ 許可等が必要とされる取引の場合には、その許可等を証明する書面を提示または提出してください。

(3) 送金の依頼にあたっては、送金依頼人は当行に、送金資金の他に、当行所定の送金手数料・関係銀行手数料その他この取引に関連して必要となる手数料・諸費用(以下「送金資金等」といいます。)を支払ってください。なお、小切手その他の証券類による送金資金等の受入れはしません。

4. (送金委託契約の成立と解除等)

- (1) 送金委託契約は、当行が送金の依頼を承諾し、送金資金等を受領した時に成立するものとします。
- (2) 前項により送金委託契約が成立したときは、当行は、その契約内容に関して仕向外国送金計算書等を交付し、送金小切手の場合には、併せて送金小切手を交付します。なお、この仕向外国送金計算書等は、解除や組戻しの場合など、後日提出していただくことがありますので、大切に保管してください。
- (3) 第1項により送金委託契約が成立した後においても、当行が関係銀行に対して支払指図を発信する前または送金依頼人に対して送金小切手を交付する前に次の各号の事由のいずれにも該当すると認めるときは、当行から送金委託契約の解除ができるものとします。この場合、解除によって生じた損害については当行は責任を負いません。
- ① 取引等の非常停止に該当する場合が外国為替関連法規に違反するとき
 - ② 戦争、内乱、もしくは関係銀行の資産凍結、支払停止などが発生し、またはそのおそれがあるとき
 - ③ 送金が犯罪にかかわるものであるなど相当の事由があるとき
- (4) 前項による解除の場合には、送金依頼人から受取った送金資金等を返却しますので、当行所定の受取書等に、外国送金申込書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、第2項に規定する仕向外国送金計算書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めます。
- (5) 受取書等に使用された署名または印影を、外国送金申込書に使用された署名または印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたらう、送金資金等を返却したときは、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

5. (支払指図の発信等)

- (1) 当行は、送金委託契約が成立したときは、前条第3項により解除した場合を除き、送金の依頼内容にもとづいて、遅滞なく関係銀行に対して支払指図を発信し、または送金小切手を送金依頼人に対して交付します。
- (2) 当行は送金実行のために、日本および海外の関係各国の法令・制度・勅告・習慣、関係銀行所定の手続き、または外国送金に用いられる伝送手段における要件等に従って、次の各号の情報のいずれか、または全てを支払指図に記載して関係銀行に伝達します。また、関係銀行からの求めに応じて情報を伝達する場合があります。なお、それらの情報は、関係銀行によってさらに送金受取人に伝達されることがあります。
- ① 外国送金申込書に記載された情報
 - ② 送金依頼人の口座番号・住所、取引番号、その他送金依頼人を特定する情報
- (3) 支払指図の伝送手段は、当行が適当と認めるものを利用します。また、関係銀行についても、送金依頼人が特に指定した場合を除き、同様とします。
- (4) 次の各号のいずれかに該当するときは、当行は、送金依頼人が指定した関係銀行を利用せず、当行が適当と認める関係銀行によることのできるものとします。この場合、当行は送金依頼人に対してすみやかに通知します。
- ① 当行が送金依頼人の指定に従うことが不可能と認めるとき
 - ② 送金依頼人の指定に従うことによって、送金依頼人に過大な費用負担または送金に遅延が生ずる場合などで、他に適当な関係銀行があると当行が認めたとき
- (5) 前2項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

6. (手数料・諸費用)

- (1) 送金の受付にあたっては、当行所定の送金手数料・関係銀行手数料その他この取引に關して必要となる手数料・諸費用をいただきます。なお、このほか、関係銀行に係る手数料・諸費用を後日いただくこともあります。
- (2) 照会、変更、組戻しの受付にあたっては、次の各号に定める当行および関係銀行の所定の手数料・諸費用をいただきます。この場合、前項に規定する手数料等は返却しません。なお、このほか、関係銀行に係る手数料・諸費用を後日いただくこともあります。
- ① 照会手数料
 - ② 変更手数料
 - ③ 組戻手数料
 - ④ 電料料等
 - ⑤ その他照会、変更、組戻しに関して生じた手数料・諸費用

7. (為替相場)

- (1) 送金の受付にあたり、送金資金を送金通貨と異なる通貨により受領する場合に適用する為替相場は、先物外国為替取引契約が締結されている場合を除き、当行の計算実行時における所定の為替相場とします。
- (2) 第4条第4項、第9条第3項、第11条第1項第3号の規定による送金資金等または返戻金の返却にあたり、当行が送金依頼人にそれらの資金を送金通貨と異なる通貨により返却する場合に適用する為替相場は、当行の計算実行時における所定の為替相場とします。

8. (受取人に対する支払通貨)

送金依頼人が次の各号に定める通貨を送金資金として送金を依頼した場合には、受取人に対する支払い通貨は送金依頼人が指定した通貨と異なる通貨となることもあります。この場合の支払通貨、為替相場および手数料等については、関係各国の法令、慣習および関係銀行所定の手続きに従うこととします。

- ① 振込先銀行の所在国の通貨と異なる通貨
- ② 受取人の預金口座の通貨と異なる通貨

9. (取引内容の照会等)

- (1) 送金依頼人は、送金依頼後に受取人に送金資金が支払われていない場合など、送金取引について疑義のあるときは、すみやかに取扱店に照会してください。この場合には、当行は、関係銀行に照会するなどの調査をし、その結果を送金依頼人に報告します。なお、照会等の受付にあたっては、当行所定の依頼書の提出を求めることもあります。
- (2) 当行が発信した支払指図または交付した送金小切手について、関係銀行から照会があった場合には、送金の依頼内容について送金依頼人に照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については当行は責任を負いません。
- (3) 当行が発信した支払指図または交付した送金小切手について、関係銀行による支払指図の拒絶等により送金ができないことが判明した場合には、当行は送金依頼人にすみやかに通知します。この場合、当行が関係銀行から送金に係る返戻金を受領したときには、直ちに返却しますので、第11条に規定する組戻しの手続きに準じて、当行所定の手続きをしてください。

10. (依頼内容の変更)

(1) 送金委託契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において、次の変更手続きにより取扱います。ただし、送金金額を変更する場合には、次条に規定する組戻しの手続きにより取扱います。

- ① 変更の依頼にあたっては、当行所定の内容変更依頼書に、外国送金申込書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、第4条第2項に規定する仕向外国送金計算書等とともに提出してください。この場合当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。なお、送金小切手が送金依頼人に対して交付されている場合には、その送金小切手も提出してください。
 - ② 当行が変更依頼を受けたときは、当行が適当と認める関係銀行および伝送手段により、内容変更依頼書の内容に従って、変更の指図を発信するなど、遅滞なく変更に必要な手続きをとります。
- (2) 前項の依頼内容の変更にあたっての内容変更依頼書の取扱いについては、第4条第5項の規定を準用します。また、前項第2号の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 本条に規定する変更は、関係銀行による変更の拒絶、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等により、その取扱いができない場合があります。変更ができず組戻しを行う場合には、次条に規定する組戻しの手続きをしてください。

11. (組戻し)

(1) 送金委託契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において、次の組戻しの手続きにより取扱います。

- ① 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻し依頼書に、外国送金申込書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、第4条第2項に規定する仕向外国送金計算書等とともに提出してください。この場合当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。なお、送金小切手が送金依頼人に対して交付されている場合には、その送金小切手も提出してください。
 - ② 当行が組戻しの依頼を受けたときは、当行が適当と認める関係銀行および伝送手段により、組戻し依頼書の内容に従って、組戻しの指図を発信するなど、遅滞なく組戻しに必要な手続きをとります。
 - ③ 組戻しを承諾した関係銀行から当行が送金に係る返戻金を受領した場合に、その返戻金を直ちに返却しますので、当行所定の受取書等に、外国送金申込書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- (2) 前項の組戻しの依頼にあたっての組戻し依頼書の取扱いおよび返戻金の返却にあたっての受取書等の取扱いについては、第4条第5項の規定を準用します。また、前項第2号の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 本条に規定する組戻しは、関係銀行による組戻しの拒絶、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等により、その取扱いができない場合があります。

12. (通知・照会の連絡先)

- (1) 当行がこの取引について送金依頼人に通知・照会をする場合には、外国送金申込書に記載された住所・電話番号を連絡先とします。
- (2) 前項において、連絡先の記載の不備または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

13. (災害等による免責)

次の各号に定める損害については、当行は責任を負いません。

- ① 災害・事変・戦争、輸送途中の事故、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等のやむをえない事由により生じた損害
- ② 当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず発生した、端末機、通信回線、コンピュータ等の障害、またはそれによる電信の予くずれ、誤謬、脱漏等により生じた損害
- ③ 関係銀行が所在国の慣習もしくは関係銀行所定の手続きに従って取扱ったことにより生じた損害、または関係銀行の責に帰すべき事由により生じた損害
- ④ 受取人名相違等の送金依頼人の責に帰すべき事由により生じた損害
- ⑤ 送金依頼人から受取人へのメッセージに関して生じた損害
- ⑥ 送金依頼人と受取人または第三者との間に発生する送金の原因関係に係る損害
- ⑦ その他当行の責に帰すべき事由以外の事由により生じた損害

14. (譲渡、買入れの禁止)

本規定による取引にもとづく送金依頼人の権利は、譲渡、買入れすることはできません。

15. (預金規定の適用)

送金依頼人が、送金資金等を預金口座から振替えて送金の依頼をする場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定により取扱います。

16. (法令・規則等の遵守)

本規定に定めのない事項については、日本および関係各国の法令、慣習および関係銀行所定の手続きに従うこととします。

以上

お客さま各位

株式会社 香川銀行

経済制裁諸規制への対応について

弊行では、各国の経済制裁措置に適切に対応するため、お客さまより外国為替取引等を受け付けた際、外国為替及び外国貿易法（以下、外為法）及び米国財務省外国資産管理室による規制（以下、米国 OFAC 規制）等の対象取引に該当しないことを確認しております。お客さまにおかれましては、弊行に外国為替取引等をご依頼頂く際、外為法、米国 OFAC 規制等の規制対象取引に該当しないことをご確認の上、その旨をご申告頂きますようお願いいたします。外為法の規制に抵触する（または抵触するおそれのある）取引は受付けておりません。

なお、弊行での確認にあたっては、下記「お客さまへのお願い」に記載した事項について、お客さまにご協力をお願いすることがございます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○外為法における規制対象取引（2025年3月現在）

北朝鮮、イラン、ロシア、ベラルーシ関連の取引や資産凍結等経済制裁対象者（以下、制裁対象者）との取引等が規制されています。規制対象取引に関して、主務大臣の許可を取得している場合は、その旨をご申告ください。

○米国 OFAC 規制における規制対象取引（2025年3月現在）

米ドルまたは米国人(*1)が関与する取引のうち、以下の取引が規制されています。

【国・地域との取引規制】

- ・関係当事者の所在地、関係地に、イラン、キューバ、北朝鮮、シリア、ウクライナのクリミア地域、ドネツク人民共和国（自称）、ルハンスク人民共和国（自称）が含まれている取引（なお、ベネズエラ政府やその政府関係者等が含まれている取引、ロシアとの間の一部取引についても規制されています。）

【制裁対象者との取引規制】

- ・関係当事者に、米国政府により特定テロリスト、特定麻薬取引者、特定大量破壊兵器取引者および核拡散防止上問題のある法人・個人等として、制裁対象者に指定されている者が含まれている取引

(*1) 米国市民、及び米国永住者、米国に所在する個人又は団体、及び米国で法人化した団体を指します。

（米国外の支店・子会社などの法人及び非米国法人・金融機関の在米支店・子会社なども含みます）

※最新の規制内容については、米国 OFAC の HP (<https://ofac.treasury.gov/>) をご確認ください。

○お客さまへのお願い

- ・ご依頼人、ご来店者さまの本人確認書類のご提示をお願いすることがあります。
- ・ご依頼人さまの職業や事業内容、お取引の目的詳細や受取人さまとのご関係、受取人さまの生年月日や国籍、法人の場合には実質的支配者等を確認させていただくことがあります。
- ・送金資金について、現金による外国送金はお取扱できません（現金入金直後等の送金についても実質的に現金による取引とみなします）。また、その原資に関し、その内容を証明する書類を確認させていただくことがあります。
- ・弊行からの依頼にご対応頂けない場合や、確認させて頂いた内容によっては、お手続きをお断りさせて頂くことがありますので、ご了承ください。

○ 外為法における主な規制対象取引一覧（2025年3月現在）

【北朝鮮・イラン関連規制】

[貿易規制]

- ・北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入及び仲介貿易取引
- ・北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易取引

[制裁対象者との取引規制]

- ・北朝鮮に住所や居所を有する個人若しくは、北朝鮮に主たる事務所を有する法人等への支払（当該個人・法人等が実質的に支配する法人等への支払を含む）

[資金使途規制]

- ・北朝鮮・イランの核関連活動等に寄与する目的の取引

【ロシア・ベラルーシ関連規制】

[貿易規制]

- ・「ドネツク人民共和国」（自称）又は「ルハンスク人民共和国」（自称）を原産地及び仕向地とする輸出入取引

[対外直接投資規制]

- ・ロシアにおいて行われる事業、又はロシア法人等（当該法人が実質的に支配する法人等を含む）が外国において行う事業への対外直接投資に関する取引
- ・本邦居住者が他の本邦居住者又は非居住者と共同して設立する組合等の、ロシアでの事業活動に充てるための支払
- ・本邦居住者がロシア法人等（ロシアの個人・法人等が実質的に支配する法人等を含む）と共同して設立した組合等の、外国における事業活動に充てるための支払

[役務提供規制]

- ・ロシア・ベラルーシの個人・法人等への特定技術の提供に関する取引
- ・外為法で指定されるロシア・ベラルーシの特定団体への技術提供に関する取引
- ・ロシアの個人・法人等への信託業に係る労務又は便益の提供に関する取引
- ・ロシア法人等への会計・監査、経営コンサルティング、建築、エンジニアリングに係る労務又は便益の提供に関する取引

[証券取引規制]

- ・ロシアの政府その他政府機関等が発行した証券の取得又は譲渡に関する取引
- ・ロシアの政府その他政府機関等による本邦における証券の発行又は募集（これに伴う労務又は便益の提供を含む）に関する取引
- ・ロシアの特定銀行（当該銀行が株式総数/出資総額の50%以上を直接所有する団体を含む）による、本邦における証券（償還期限の定めがある場合、30日超のものに限る）の発行又は募集（これに伴う労務又は便益の提供を含む）に関する取引

[上限価格規制]

- ・本邦居住者による非居住者との金銭貸付契約又は債務保証契約に係る取引のうち、海上輸送されるロシア産原油又は石油製品の購入又は輸送に関連する取引（購入価格が上限価格を超える取引に限る）

【その他の規制】

[制裁対象者との取引規制]

- ・テロリスト等、外為法で指定される制裁対象者との支払等（ロシア・ベラルーシの特定の制裁対象者が株式総数/出資総額の50%以上を直接所有する団体との支払を含む）

※以下に該当する場合も規制対象となります。

- ・直接又は間接的な関与を問わず、実質的に制裁対象者のために行われる支払等（制裁対象者のために、第三者名義で行われる支払等を含む）
- ・制裁対象者が実質的に支配する法人等との支払等

[対外直接投資規制]

- ・漁業・皮革又は皮革製品・武器・武器製造関連設備・麻薬等に関連する組合等の、外国における事業活動のための支払

※最新の規制内容等については財務省の HP をご確認ください。

ロシア関連規制 財務省 HP

トップページ>財務省の政策>国際政策>外為法関係・為替政策>外国為替及び外国貿易法(外為法)の概要>ウクライナ関連情報
経済制裁措置の対象者リスト 財務省 HP

トップページ>財務省の政策>国際政策>外為法関係・為替政策>外国為替及び外国貿易法(外為法)の概要>経済制裁措置及び許可
可手続>経済制裁措置及び対象者リスト

北朝鮮 IT 労働者に関する注意喚起 財務省 HP

トップページ>財務省の政策>国際政策>外為法関係・為替政策>外為法関係・為替政策に関する報道発表>「北朝鮮 IT 労働者に関する企業等に対する注意喚起」の公表（令和 6 年 3 月 26 日）